6

10 11 12

18

19 20 21

22 23 24

25

26 27 28

> 30 31

29

福島県環境教育等行動計画(答申案)新旧対照表

はじめに はじめに 平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取 組の促進に関する法律」が公布されたこと及び平成25

年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏 まえ、平成17年3月に策定した「環境保全活動促進 のための環境教育の推進に関する方針」の見直しを行

福島県環境教育等行動計画(素案)

い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「福島 県環境教育等行動計画」を策定することとしました。

この行動計画に基づき、福島を想う全ての人々の力で つくろう~安心して暮らせて、自然と共生する"新生ふく しま"~に向けた環境教育等の推進に取り組みます。

1 福島県の環境教育等を取り巻く動向

本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗 代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵ま れ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、 私たちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを享 受しています。

しかし、東日本大震災(平成23年3月11日に発 生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力 福島第一原子力発電所の事故による災害)により、私

平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取 組の促進に関する法律」が公布されたこと及び平成25 年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏 まえ、平成17年3月に策定した「環境保全活動促進 のための環境教育の推進に関する方針」の見直しを行 い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「福島 県環境教育等行動計画」を策定することとしました。

福島県環境教育等行動計画(答申案)

この行動計画に基づき、福島を想う全ての人々の力で つくろう~安心して暮らせて、自然と共生する"新生ふく しま"~に向けた環境教育等の推進に取り組みます。

なお、この行動計画の対象期間は、「福島県環境基本 環境審議会委員からの意見を踏 計画(第4次)」の期間に合わせ、平成32年度までとまえて計画の期間を記載。 します。

1 福島県の環境教育等を取り巻く動向

本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗 代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵ま れ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、 私たちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを享 受しています。

しかし、東日本大震災(平成23年3月11日に発 生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力 福島第一原子力発電所の事故による災害)により、私

No.7.8.9

備考

30

たちの生活環境や自然環境が甚大な被害を受けてお り、とりわけ、原子力発電所の事故は、大量の放射性 物質の放出による県土の環境汚染という、これま で経験したことのない深刻かつ多大な影響をもた らしました。そのため、汚染された県土の環境回 復が、本県の復旧・復興の大前提となっています。

また、私たちは、近年の資源及びエネルギーの大量 消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、 生活の利便性は向上したものの、環境や資源面での制 約が高まっている状況にあります。特に、廃棄物問題 や、地球温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での 環境問題は深刻化しており、 素社会への転換、循環型社会の形成、自然共生社会の といった持続| 可能な社会を実現していくことが重要となっていま

さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史で あったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地 震、津波、噴火 などの自然現象によって、度々 犠牲と被害が発生しています。自然災害の発生を防ぐ ことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、 自然災害による被害はより深刻になっていく可能性が あります。そのため、これらも含めて持続可能な社会 の実現について考えていくことが求められています。

このような状況を踏まえて持続可能な社会の実現と 県土の環境回復を推進していく ためには、県民、 事業者、行政など全ての主体において環境 保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要 になっており、そうした行動を広げるために環境教育 等を推進することが必要です。そのため、本県では、「福 島県環境教育等行動計画」を策定し、環境教育等の推 たちの生活環境や自然環境が甚大な被害を受けてお り、とりわけ、原子力発電所の事故は、大量の放射性 物質の放出による県土の環境汚染という、これま で経験したことのない深刻かつ多大な影響をもた らしました。そのため、汚染された県土の環境回 復が、本県の復旧・復興の大前提となっています。

また、私たちは、近年の資源及びエネルギーの大量 消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、 生活の利便性は向上したものの、環境や資源面での制 約が高まっている状況にあります。特に、廃棄物問題 や、地球温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での 環境問題は深刻化しており、循環型社会の形成、低炭 文言の整理。 素社会への転換、 自然共生社会の 形成、再生可能エネルギーの導入の促進といった持続環境審議会委員からの意見を踏 可能な社会を実現していくことが重要となっていま」まえて追加。No.10

さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史で あったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地 震、津波、噴火、竜巻などの自然現象によって、度々環境審議会委員からの意見を踏 犠牲と被害が発生しています。自然災害の発生を防ぐ」まえて追加。No.15 ことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、 自然災害による被害はより深刻になっていく可能性が あります。

このような状況を踏まえて持続可能な社会の実現と 県土の環境回復を 図るためには、県民、文言の整理。 民間団体、事業者、行政など全ての主体において環境 文言の整理。 保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要 になっており、そうした行動を広げるために環境教育 等を推進することが必要です。そのため、本県では、「福 島県環境教育等行動計画」を策定し、環境教育等の推

文言の整理。

進に取り組みます。

(1) 福島県における取組

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

本県においては、独自の条例や計画に基づき、環 境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めてい ます。

(7) 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むとと もに、本県の優れた自然環境を次世代に継承す ることが極めて重要な青務であるとの認識の下 に、平成7年度に「福島県環境基本条例」を制 定しました。

この中で、基本的施策の中に 環境の保 全に関する「教育及び学習の振興」及び県民、 事業者、民間団体による「自発的な活動の促進」 を掲げ、環境の保全に関する施策を総合的かつ 計画的に推進することとしています。

(イ) 福島県環境基本計画

福島県環境基本条例 に基づき、環境の保 全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるた め、平成8年度に「福島県環境基本計画」を策 定しました。平成24年度には、東日本大震災 の影響を踏まえ、計画の見直しを行い、災害へ の対策として新たに柱立てした「環境回復の推 進」と、従来取り組んできた「美しい自然環境 に包まれた持続可能な社会の実現」の二つの柱 により施策を展開していくこととしています。 この中で、環境教育・学習機会の充実と、参加 と連携・協働による環境保全・回復活動の取組 の推進を図ることとしています。

進に取り組みます。

(1) 福島県における取組

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

本県においては、独自の条例や計画に基づき、環 境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めてい ます。

(7) 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むとと もに、本県の優れた自然環境を次世代に継承す ることが極めて重要な青務であるとの認識の下 に、平成7年度に「福島県環境基本条例」を制 定しました。

この中で、基本的施策 として環境の保 文言の整理。 全に関する「教育及び学習の振興」及び県民、 事業者、民間団体による「自発的な活動の促進」 を掲げ、環境の保全に関する施策を総合的かつ 計画的に推進することとしています。

(イ) 福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、環境の保 文言の整理。 全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるた め、平成8年度に「福島県環境基本計画」を策 定しました。平成24年度には、東日本大震災 の影響を踏まえ、計画の見直しを行い、災害へ の対策として新たに柱立てした「環境回復の推 進」と、従来取り組んできた「美しい自然環境 に包まれた持続可能な社会の実現」の二つの柱 により施策を展開していくこととしています。 この中で、環境教育・学習機会の充実と、参加 と連携・協働による環境保全・回復活動の取組 の推進を図ることとしています。

(ウ) 福島県循環型社会形成に関する条例

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を形成していくため、平成16年度に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成17年度に「福島県循環型社会形成推進計画」を策定し、平成22年度には、これまでの取組成果や社会経済情勢を踏まえ見直しをしています。この計画では、「福島県が目指す循環型社会」として、多様な自然環境が保全された社会の実現、地域循環システムが形成された社会の実現、賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現の3つのビジョンを掲げ、県民、民間団体、事業者及び行政の役割を明示するとともに、各主体が連携しながら県民総参加で推進していくこととしています。

(ケ) 福島県廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成13年度に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、平成22年度には、廃棄物の減量化と適正処理を一層推進していくため見直しをしています。

この計画では、県は、県民、市町村、事業者等と連携し、ごみ減量化・リサイクル推進に取

(ウ) 福島県循環型社会形成に関する条例

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を形成していくため、平成16年度に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成17年度に「福島県循環型社会形成推進計画」を策定し、平成22年度には、これまでの取組成果や社会経済情勢を踏まえ見直しをしています。この計画では、「福島県が目指す循環型社会」として、多様な自然環境が保全された社会の実現、 置いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現の3つのビジョンを掲げ、県民、民間団体、事業者及び行政の役割を明示するとともに、各主体が連携しながら県民総参加で推進していくこととしています。

(工) 福島県廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成13年度に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、平成22年度には、廃棄物の減量化と適正処理を一層推進していくため見直しをしています。

この計画では、県は、県民、市町村、事業者等と連携し、ごみ減量化・リサイクル推進に取

順序変更。

り組んでいくこととしています。

(キ) 福島県地球温暖化対策推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、平成10年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しを行い、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定しています。この計画では、温室効果ガス排出抑制に関する施策として、未来のための環境・エネルギー教育に力を入れていくこととしています。

____ (I) 福島県水環境保全基本計画

積極的に水環境の保全に取り組むため、平成7年度に「福島県水環境保全基本計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しをしています。この計画では、本県の水環境を保全・回復するための総合的な施策の推進を図り、県民、民間団体、事業者及び行政の参加と連携・協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境

り組んでいくこととしています。

(才) 福島県地球温暖化対策推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、平成10年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しを行い、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定しています。この計画では、温室効果ガス排出抑制に関する施策として、未来のための環境・エネルギー教育に力を入れていくこととしています。

(カ) うつくしま「水との共生」プラン

健全な「水循環」の継承に取り組んでいくた め、平成18年度に「うつくしま「水との共生」 プラン」を策定しました。

この計画では、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」という理念の下、良好な水環境を未来の世代に引き継ぐため、産学民官連携により水環境保全に取り組んでいくこととしています。

(キ) 福島県水環境保全基本計画

積極的に水環境の保全に取り組むため、平成 7年度に「福島県水環境保全基本計画」を策定 しました。平成24年度には、東日本大震災に よる影響を踏まえ見直しをしています。この計 画では、本県の水環境を保全・回復するための 総合的な施策の推進を図り、県民、民間団体、 事業者及び行政の参加と連携・協働により将来 にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境

順序変更。

環境審議会委員からの意見を踏まえて追加。No.13

順序変更。

を引き継いでいくこととしています。

(オ) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境 の保全に関する条例

豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有して いる猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化 を未然に防止し、美しいまま将来の世代に引き 継いでいくため、平成13年度に全国で初めて 「未然防止」の観点に立った「福島県猪苗代湖 及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条 例」を制定しました。

この中で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環 境の保全についての理解を深め、その保全に関 する活動を行う意欲が増進されるよう、教育及 び学習の振興を図ることとしています。

この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏 磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、平成 24年度には、東日本大震災による影響を踏ま え見直しをしています。この計画では、県民が 一体となった水環境保全活動を広げていくこと としています。

(カ) 福島県野生動植物の保護に関する条例

県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対 応し、豊かな自然環境を保全するため、平成15 年度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」 を制定しました。

この中で、野生動植物に関する理解を深める 活動が促進されるよう、教育及び学習の機会の 充実を図っていくこととしています。

この条例に基づき、平成16年度には、「福島 県希少野生動植物保護基本方針」を策定しまし た。この基本方針では、学校教育や社会教育等 を引き継いでいくこととしています。

(ク) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境 順序変更。 の保全に関する条例

豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有して いる猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化 を未然に防止し、美しいまま将来の世代に引き 継いでいくため、平成13年度に全国で初めて 「未然防止」の観点に立った「福島県猪苗代湖 及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条 例」を制定しました。

この中で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環 境の保全についての理解を深め、その保全に関 する活動を行う意欲が増進されるよう、教育及 び学習の振興を図ることとしています。

この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏 磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、平成 24年度には、東日本大震災による影響を踏ま え見直しをしています。この計画では、県民が 一体となった水環境保全活動を広げていくこと としています。

(ケ) 福島県野生動植物の保護に関する条例

県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対 応し、豊かな自然環境を保全するため、平成15 年度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」 を制定しました。

この中で、野生動植物に関する理解を深める 活動が促進されるよう、教育及び学習の機会の 充実を図っていくこととしています。

この条例に基づき、平成16年度には、「福島 県希少野生動植物保護基本方針」を策定しまし た。この基本方針では、学校教育や社会教育等

順序変更。

様々な場において体験的な学習の場の創出に努めるなど、環境教育等の推進を図ることとしています。

(ク) ふくしま生物多様性推進計画

「生物多様性基本法」の規定に基づき、それぞれの地域において、生物多様性を保全し持続可能な利用を進めていくため、平成22年度に「ふくしま生物多様性推進計画」を策定しました。この計画では、多様な主体との連携と協働により、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向けた取組を推進することとしています。

イ 総合的な環境拠点の整備~福島県環境創造センター(仮称)~

放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県 民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造する こと、国内外の研究機関と緊密な連携の下、世界に 冠たる国際的研究拠点を目指すことを目的として、 福島県環境創造センター(仮称)を整備します(平 成27年度から一部運用を開始予定)。モニタリング データや放射線、除染に係るデータ、県の環境回復 状況など、放射能に係る情報の収集・発信に加え、 環境教育等の推進と各主体との連携に役立つ情報の 提供を実施するほか、教育・研修・交流の機能を担 い、人材の育成、研修の充実に向けた取組を実施す る予定です。

同センターを拠点として、国内外の英知を結集し、 本県の本来の環境を回復し、新たな未来を創造する ことに取り組んでいきます。 様々な場において体験的な学習の場の創出に努めるなど、環境教育等の推進を図ることとしています。

(コ) ふくしま生物多様性推進計画

「生物多様性基本法」の規定に基づき、それぞれの地域において、生物多様性を保全し持続可能な利用を進めていくため、平成22年度に「ふくしま生物多様性推進計画」を策定しました。この計画では、多様な主体との連携と協働により、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向けた取組を推進することとしています。

イ 総合的な環境拠点の整備~福島県環境創造セン

ター	~
-	
	_
	
1.7 4 1 11 17	
放射性物	質に汚染された環境を早急に回復し、

民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造する

順序変更。

(仮称)を削除。

環境審議会委員からの意見を踏まえた文言の整理と表の追加。

No.16.34

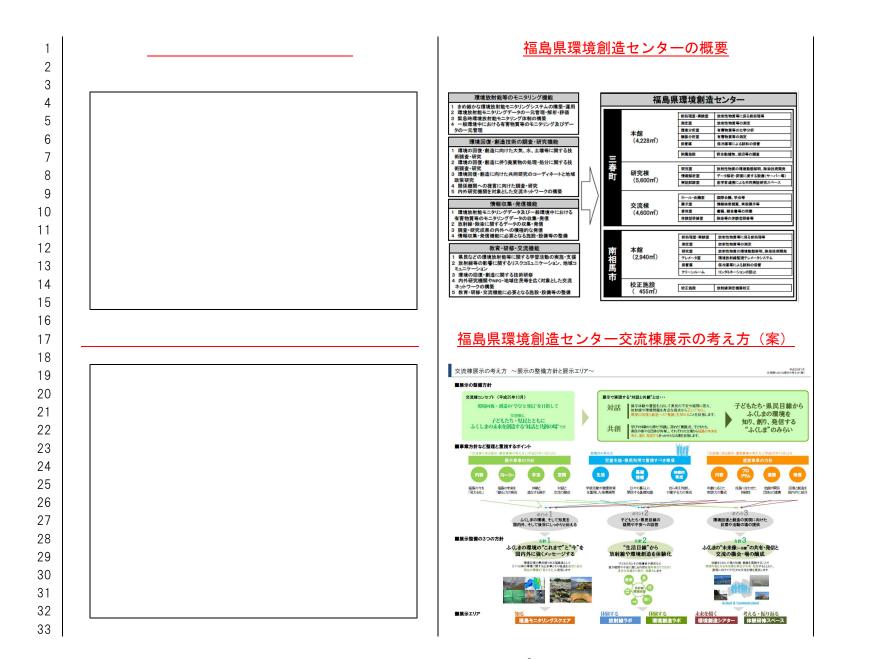
1	
	-
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	

ため、三春町と南相馬市に福島県環境創造センター を整備します。

国内外の英知を結集した世界に冠たる国際的研究拠点を目指し、国際原子力機関(IAEA)を招致するとともに、日本原子力研究開発機構(JAEA)及び国立環境研究所(国環研)と協力して環境放射線モニタリングや除染技術の調査研究等に取り組みます。また、県内の環境情報の収集・発信や教育・研修・交流の機能をもつ総合的な環境拠点としての役割を果たします。

施設の概要は次表「福島県環境創造センターの概要」のとおりであり、三春町に整備する施設は、本館、研究棟、交流棟の3つの建物で構成します。本館では県全域のモニタリングや除染技術の調査研究等を行い、研究棟ではJAEAと国環研が研究開発等を行います。交流棟では、子どもたち・県民とともにふくしまの未来を創造する"対話と共創の場"として、子どもたちや県民が体験を通して福島の未来を考える力を育む環境教育等を展開していきます。

南相馬市に整備する施設は本館と校正施設で構成 し、本館では原子力発電所の周辺のモニタリングや 安全監視を行い、校正施設では放射線測定機器など の信頼性の高い校正を行います。



31

~世界の動向~

- ○1972年(昭和47年) 「ストックホルム人間環境宣言」 …環境教育の重要性が指摘される。
- ○1992年(平成 4年) 「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」 「環境と開発に関するリオ宣言(リオ宣言)」採択 …様々な主体による環境保全への取組が重要かつ不 可欠とされる。
- ○2005年(平成17年)から始まる10年間 …「国連持続可能な開発のための教育の10年 (United Nations Decade of Education for Sustainable Development:DESD)」とする国連決議がなされる。
- ○2012年(平成24年)「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」…「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」がテーマの一つとなる。

~国の動向~

<環境教育>

○昭和63年

環境庁の「環境教育懇談会」において、環境教育 の理念、基本方針等を盛り込んだ報告書が取りまと められる。

32 || ○平成5年

~世界の動向~

- ○1972年(昭和47年) 「ストックホルム人間環境宣言」 …環境教育の重要性が指摘される。
- ○1992年(平成 4年) 「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」 「環境と開発に関するリオ宣言(リオ宣言)」採択 …様々な主体による環境保全への取組が重要かつ不 可欠とされる。
- ○2005年(平成17年)から始まる10年間 …「国連持続可能な開発のための教育の10年 (United Nations Decade of Education for Sustainable Development:DESD)」とする国連決議がなされる。
- ○2012年(平成24年) 「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」 …「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグ リーン経済」がテーマの一つとなる。

~国の動向~

<環境教育>

○昭和63年

環境庁の「環境教育懇談会」において、環境教育の理念、基本方針等を盛り込んだ報告書が取りまとめられる。

〇平成5年

6 7

10 11 12

14 15 16

13

17 18

19 20

21

22

2324

2526

27

29

30

「環境基本法」制定。国として環境教育・環境学習の振興を図ることが法的にも位置付けられる。

○平成6年

「環境基本計画」閣議決定。持続可能な社会の実 現に向けた重要な政策手法の一つとして環境教育・ 環境学習が位置付けられる。

○平成15年7月

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の 推進に関する法律」制定。環境保全に向けて、全て の主体が積極的に取り組むことの必要性とそのため の意欲の増進及び環境教育の重要性が示される。

○平成23年6月

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布(平成24年10月完全施行)。環境保全活動及び環境教育の一層の推進と幅広い実践的人材づくりと活用を図ることとされる。

○平成24年6月

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境 教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」 閣議決定。

<学校教育>

○平成3年及び平成4年

「環境教育指導資料」が作成される。

○平成10年及び平成11年改訂された学習指導要領で、総合的な学習の時間が新設される。

○平成18年

「教育基本法」改正。教育の目標として、「生命を 尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度 を養うこと」が新たに規定される。 「環境基本法」制定。国として環境教育・環境学習の振興を図ることが法的にも位置付けられる。

○平成6年

「環境基本計画」閣議決定。持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして環境教育・環境学習が位置付けられる。

○平成15年7月

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定。環境保全に向けて、全ての主体が積極的に取り組むことの必要性とそのための意欲の増進及び環境教育の重要性が示される。

○平成23年6月

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布(平成24年10月完全施行)。環境保全活動及び環境教育の一層の推進と幅広い実践的人材づくりと活用を図ることとされる。

○平成24年6月

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境 教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」 閣議決定。協働取組の在り方等が新たに規定される。

無悪の治加

<学校教育>

○平成3年及び平成4年

「環境教育指導資料」が作成される。

○平成10年及び平成11年 改訂された学習指導要領で、総合的な学習の時間

が新設される。 ○平成18年

「教育基本法」改正。教育の目標として、「生命を 尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度 を養うこと」が新たに規定される。

32

○平成19年

「学校教育法」改正。義務教育の目標として、「学 校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自 然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度 を養うこと」が新たに規定される。

○平成20年及び平成21年

改訂された新学習指導要領で、環境に関わる内容 の一層の充実が図られる。

2 環境教育等の推進に当たっての考え方

これまで取り組んできた持続可能な社会の実現はも ちろん、新たな課題である県土の環境回復を 推進していくためには、私たち一人一人の取組も欠か せないものであり、県民、 事業者、行政な ど全ての主体において環境保全・回復活動に取り組ん でいくことがますます重要になっています。より多く の主体の環境保全・回復活動を促進するためには、環 境教育により環境保全・回復の意欲を増進していくこ とが必要です。また、環境保全・回復活動、環境保全 ・回復の意欲の増進及び環境教育を推進するために は、それぞれの主体が相互に協力して取り組む協働取 組を行うことも重要です。

○平成19年

「学校教育法」改正。義務教育の目標として、「学 校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自 然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度 を養うこと」が新たに規定される。

○平成20年及び平成21年

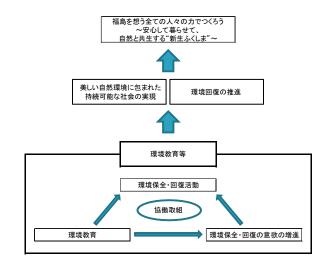
改訂された 学習指導要領で、環境に関わる内容 文言の整理。 の一層の充実が図られる。

2 環境教育等の推進に当たっての考え方

これまで取り組んできた持続可能な社会の実現は
文章の整理。 もとより、新たな課題である県土の環境回復を 推進していくためには、私たち一人一人の取組も欠か せないものであり、県民、民間団体、事業者、行政な文章の整理。 ど全ての主体において環境保全・回復活動に取り組ん でいくことがますます重要になっています。より多く の主体の環境保全・回復活動を促進するためには、環 境教育により環境保全・回復の意欲を増進していくこ とが必要です。また、環境保全・回復活動、環境保全 ・回復の意欲の増進及び環境教育を推進するために は、それぞれの主体が相互に協力して取り組む協働取 組を行うことも重要です。

福島県における環境教育等のイメージ 福島を想う全ての人々の力でつくろう ~安心して暮らせて、 自然と共生する"新生ふくしま"~ 美しい自然環境に包まれた 環境回復の推進 持続可能な社会の実現 10 11 12 環境教育等 13 14 環境保全·回復活動 15 協働取組 16 17 環境教育 環境保全・回復の意欲の増進 18 19 20 21 23 24 25 26 28 29 30 31 32 33 34

福島県における環境教育等のイメージ



環境教育等の定義

環境教育・・・持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全及び回復についての理解を深めるために行われる環境の保全及び回復に関する教育及び学習をいう。

環境保全・回復活動…地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動及び環境の回復に向けた放射線に係る理解の促進等の活動をいう。

環境審議会委員からの意見を踏まえて定義を記載。No.1

30

31

32

(1) 取組主体間における適切な役割分担

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の 増進及び環境教育に取り組むそれぞれの主体に対 しては、次に掲げる役割が期待されます。適切な 役割分担の下、効果的な活動が行われるよう取組 を進めます。

ア 家庭の役割

今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生する様々な負荷に起因しているため、県民一人一人が環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環境への負荷を減らし、環境への負荷の少な

環境保全・回復の意欲の増進・・環境の保全及び回復に 関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の 機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全 及び回復についての理解を深め、及び環境保全・回復 活動を行う意欲を増進するために行われるものをい う。

協働取組···県民、民間団体、事業者、行政などがそれ ぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相 互に協力して行う環境保全・回復活動、環境保全・回 復の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全・回復 に関する取組をいう。

環境教育等···環境教育、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、協働取組の4つをあわせて「環境教育等」という。

※ 「環境保全」には良好な環境の創造を含めてい」<u>る</u>。

(1) 取組主体間における適切な役割分担

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の 増進及び環境教育に取り組むそれぞれの主体に対 しては、次に掲げる役割が期待されます。適切な 役割分担の下、効果的な活動が行われるよう取組 を進めます。

ア 家庭の役割

今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生する様々な負荷に起因しているため、県民一人一人が環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環境への負荷を減らし、環境への負荷の少な

い生活様式を実践することが重要です。

そのためには、節電等の省エネルギー、環境に 配慮した商品の優先的な購入、簡易包装によるご み減量化や分別排出によるリサイクルの促進など に取り組むこと、環境美化活動など地域や民間団 体が実施する環境保全・回復活動に積極的に参加 すること、環境に関する講演会に参加するなどの 自発的な学習活動を積極的に行うことが求められ ます。

さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが 人として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場 であり、子どもたちが日常生活を通して環境への 意識を高め、環境に配慮した行動がとれるように 育むことが重要です。

イ 学校の役割

学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を 与える場であり、環境保全・回復に関する意識を 高めていく上においても重要な役割を担っていま す。

学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営 んでいくための基礎的知識を学ぶ場であることか ら、環境教育等を充実させていくことは、環境に 配慮した生活様式や地域社会の構成員としての自 覚を身に付ける上で大きな効果があります。

このようなことから、学校においては、環境に 関する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段 階 に応じ、あらゆる教育 活動を通し て環境への理解を深めるとともに、一人一人が地 域の環境に目を向け、自ら問題を発見し、環境の 保全・回復のために主体的に行動する

実践的な態度や能力を育成する役

い生活様式を実践することが重要です。

そのためには、節電等の省エネルギー、環境に 配慮した商品の優先的な購入、簡易包装によるご み減量化や分別排出によるリサイクルの促進など に取り組むこと、環境美化活動など地域や民間団 体が実施する環境保全・回復活動に積極的に参加 すること、環境に関する講演会に参加するなどの 自発的な学習活動を積極的に行うことが求められ ます。

さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが 人として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場 であり、子どもたちが日常生活を通して環境への 意識を高め、環境に配慮した行動がとれるように 育むことが重要です。

イ 学校の役割

学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を 与える場であり、環境保全・回復に関する意識を 高めていく上においても重要な役割を担っていま す。

学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営 んでいくための基礎的知識を学ぶ場であることか ら、環境教育等を充実させていくことは、環境に 配慮した生活様式や地域社会の構成員としての自 覚を身に付ける上で大きな効果があります。

このようなことから、学校においては、環境に 関する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段 階や特性等に応じ、あらゆる 学習活動を通し 環境審議会委員からの意見を踏 て環境への理解を深めるとともに、一人一人が地 まえた修正。No.20.29 域の環境に目を向け、自ら問題を発見し、環境の 保全・回復のために主体的に 考え、判断 環境審議会委員からの意見を踏 し、行動できる実践的な態度や能力を育成する役 まえた修正。No.21

30

31

割が期待されています。

ウ 地域・民間団体の役割

地域は、環境保全・回復に向けた取組を進めて いく上での具体的な行動の場となります。地域の 活発な活動なしには、環境保全・回復に向けた取 組が大きな広がりとはなりません。

地域社会では、年齢、職業、価値観などが異な った様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでい ます。一方、同じ地域で生活を共にしていること から、環境について共通認識を持ちやすい、共同 して行動しやすい、といった特性があります。

そのため、地域において互いに協力し合いなが ら、環境保全・回復に関する活動の輪を広げてい くことが期待されます。

地域においては、町内会や子ども会など地元に 根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行 っており、今後とも、継続して積極的に行われる ことが望まれます。

また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的 な知識と行動力をいかし 活動を展開し、環 境保全に大きな役割を果たしています。それぞれ の団体は、活動範囲も様々であり、地域に根ざし て活動している団体、全県域を対象に活動してい る団体、さらには国際的に活動している団体など、 それぞれの目的に沿って、得意分野をいかした活 動を行っています。環境保全活動団体は、柔軟で 特色ある取組が可能であり、今後とも率先した取 組を 行う ことが期待されます。

エ 事業者の役割

職場における教育活動は、個々の従業員の意識 形成に影響を与えるものとして重要であり、従業 割が期待されています。

ウ 地域・民間団体の役割

地域は、環境保全・回復に向けた取組を進めて いく上での具体的な行動の場となります。地域の 活発な活動なしには、環境保全・回復に向けた取 組が大きな広がりとはなりません。

地域社会では、年齢、職業、価値観などが異な った様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでい ます。一方、同じ地域で生活を共にしていること から、環境について共通認識を持ちやすい、共同 して行動しやすい、といった特性があります。

そのため、地域において互いに協力し合いなが ら、環境保全・回復に関する活動の輪を広げてい くことが期待されます。

地域においては、町内会や子ども会など地元に 根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行 っており、今後とも、継続して積極的に行われる ことが望まれます。

また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的 な知識と行動力をいかしながら活動を展開し、環境審議会委員からの意見を踏 境保全に大きな役割を果たしています。それぞれ まえた修正。No.22 の団体は、活動範囲も様々であり、地域に根ざし て活動している団体、全県域を対象に活動してい る団体、さらには国際的に活動している団体など、 それぞれの目的に沿って、得意分野をいかした活 動を行っています。環境保全活動団体は、柔軟で 特色ある取組が可能であり、今後とも率先した取 組 が行 われることが期待されます。

エ 事業者の役割

職場における教育活動は、個々の従業員の意識 形成に影響を与えるものとして重要であり、従業

環境審議会委員からの意見を踏 まえた修正。No.23

31

員に対し積極的に環境教育等を実施する役割が求 められます。

事業者においては、従業員の研修において積極 的に環境に関する内容を取り入れるなど、計画的 に環境教育等を実施するとともに、機会を捉え、 その充実を図っていくことが期待されます。

また、事業者には、環境に配慮した事業活動が 求められるとともに、地域社会の一員として、

従業員の自発的な環境保全・回復活動の推奨や環 境保全・回復活動への積極的な参加・協力などの 様々な取組が期待されます。

さらに、事業者の持つ技術や人材をいかし、地 域における環境教育等への協力、環境教育等の場 としての施設の開放など、様々な形での積極的な 取組が求められます。

オ 行政の役割

県などの行政機関は、県民、民間団体、 事業者 の各主体と相互に連携・協働し、環境 保全・回復に向けた取組を推進していくことが重 要です。

そのため、社会教育を始めとする行政の各分野

環境保全・回復の意欲の増進に必要な広 報、普及啓発や情報収集を行うとともに、県民の 環境に関する学習が容易に、かつ効果的に行われ るよう、必要な情報や機会を提供することが求め られます

また、環境教育等の指導者となる人材を育成す るとともにその活躍の場を提供していくこと、ま た既に指導者として活躍している人材の更なる活 員に対し積極的に環境教育等を実施する役割が求 められます。

事業者においては、従業員の研修において積極 的に環境に関する内容を取り入れるなど、計画的 に環境教育等を実施するとともに、機会を捉え、 その充実を図っていくことが期待されます。

また、事業者には、環境に配慮した事業活動が 求められるとともに、地域社会の一員として の 環境審議会委員からの意見を踏 環境保全・回復活動への積極的な参加・協力や、 まえた修正。No.24 従業員の自発的な環境保全・回復活動の推奨

などの

様々な取組が期待されます。

さらに、事業者の持つ技術や人材をいかし、地 域における環境教育等への協力、環境教育等の場 としての施設の開放など、様々な形での積極的な 取組が求められます。

オ 行政の役割

県や市町村などの行政機関は、県民、民間団体、環境審議会委員からの意見を踏 事業者などの各主体と相互に連携・協働し、環境まえて県と市町村の役割につい 保全・回復に向けた取組を推進していくことが重 て記載。No.25 要です。

そのため、社会教育を始めとする行政の各分野 で、新聞やテレビなどのマスメディアを有効活用環境審議会委員からの意見を踏 しながら環境保全・回復の意欲の増進に必要な広」まえた文章の追加。No.2 報、普及啓発や情報収集を行うとともに、県民の 環境に関する学習が容易に、かつ効果的に行われ るよう、必要な情報や機会を提供する

必要があります。

また、環境教育等の指導者となる人材を育成す るとともにその活躍の場を提供していくこと、ま た既に指導者として活躍している人材の更なる活

環境審議会委員からの意見を踏 まえた文言の整理。No.4

用を図ることが必要です。

さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民 によって実践されるよう、民間団体の活動や各主 体間の連携・協働などを支援することが重要 です。

効果

的に環境教育等を進めるためには、県や市町村に おいて環境部局と教育委員会、さらに関係部局と の密接な連携を図るとともに、行政機関同士が

相互に協力して環境保全・回 復に向けた取組を展開することが必要です

(2) 参加と協働

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の 増進、環境教育が効果的に行われるためには、自 発的な参加であることが必要です。このため、環 境保全に関する知識の普及や実践活動の支援など を行い、自発的な参加による活動を支援します。

また、自発的な取組の推進のためには、県民一 人一人の意識の高揚はもとより、地域や学校、環 境保全活動団体などによる活発な活動が必要で す。そのためには、県民を始め、民間団体、事業 者、行政等 の様々な主体が幅広く連携・協働 して環境保全・回復活動に取り組んでいくことが 重要です。このため、これまで以上に各主体の幅 用を図ることが 重要です。

さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民 によって実践されるよう、民間団体の活動や各主 体間の連携・協働などを支援することが 必要 です。

市町村においては、行動計画の作成に努め、住環境審議会委員からの意見を踏 民に最も身近な行政機関として、地域の特色をいまえて県と市町村の役割につい かした環境教育等に関する施策を実施していくこ て記載。No.25 とが大切です。

県は、この行動計画に基づき、広域的な行政機 関として、総合的な調整を図ります。また、効果 的に環境教育等を進めるため、

環境部局と教育委員会、さらに関係部局と の密接な連携を図るとともに、 町村とも相互に 連携・協働して環境保全・回 復に向けた取組を展開 きます。

(2) 参加と協働

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の 増進、環境教育が効果的に行われるためには、自 発的な参加であることが必要です。このため、環 境保全に関する知識の普及や実践活動の支援など を行い、自発的な参加による活動を支援します。

また、自発的な取組の推進のためには、県民-人一人の意識の高揚はもとより、地域や学校、環 境保全活動団体などによる活発な活動が必要で す。そのためには、県民を始め、民間団体、事業 者、行政 などの様々な主体が幅広く連携・協働 文言の整理。 して環境保全・回復活動に取り組んでいくことが 重要です。このため、これまで以上に各主体の幅

広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信 を進め、協働による活動を促進します。

(3) 取組の継続性

私たちと環境との関わりは将来に渡って続くと ともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及 ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的 に取り組んでいくことが重要です。このため、人 材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団体、 事業者 が継続的・発展的に環境教育等に取り 組むことができるよう支援します。

3 環境教育等を推進するための施策

本県では、前項の考え方に基づき、それぞれの場に おける環境教育等が推進されるよう取り組みます。

(1) 家庭における環境教育等

家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの 取組、自然や命の大切さを学ぶ環境学習関連施設 での学習は、これまでにも取り組まれてきたとこ ろですが、放射性物質 による環境汚染の影 響などを受け、特に屋外での活動は減少傾向にあ ります。

家庭においては、幼児から高齢者まで全ての人 が環境に関心を持つとともに、家庭での生活が環 境に影響を与えていることを理解し、環境への負 荷の少ない暮らし方を考え、実践していく必要が あります 県の状況を踏まえ、 放射線に係る 報を把握し 、活動の機会を増やし 広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信 を進め、協働による活動を促進します。

(3) 取組の継続性

私たちと環境との関わりは将来に渡って続くと ともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及 ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的 に取り組んでいくことが重要です。このため、人 材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団体、 事業者などが継続的・発展的に環境教育等に取り
文言の整理。 組むことができるよう支援します。

3 環境教育等を推進するための施策

県 は、前項の考え方に基づき、それぞれの場に 環境審議会委員からの意見を踏 おける環境教育等が推進されるよう取り組みます。

まえた修正。(主語を県に) No.12

(1) 家庭における環境教育等

家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの 取組、自然や命の大切さを学ぶ環境学習 施設 文言の整理。 での学習は、これまでにも取り組まれてきたとこ ろですが、放射性物質の放出による環境汚染の影 響などを受け、 屋外での活動は減少傾向にあ ります。

家庭において 、幼児から高齢者まで全ての人 が環境に関心を持つとともに、家庭での生活が環 境に影響を与えていることを理解し、環境への負 荷の少ない暮らし方を考え、実践していく 環境審議会委員からの意見を踏 ことができるよう支援します。また、本 まえた修正。(主語を県に) No.12

県の状況を踏まえ、環境放射線モニタリング結果環境審議会委員からの意見を踏 や放射線による影響などの放射線に係る正しい情 まえた文言の整理。(放射線) 報を把握 できるとともに、活動の機会を増や No.5,6 パブコメを踏まえた修正。

31 32 ていくことも大切です

「推進施策]

・インターネットを始め各種メディアにより、環 境の現状や体験型の環境学習 プログラムな ど環境情報を提供し、家庭における環境につい ての関心を高めると同時に、

正しい放

射線の 情報を

提供し、活動

しやすい環境を整えます。

・家庭におけるエネルギーの利用状況を把握する エコチャレンジ事業 (家庭版)

の実施など

により、環境にやさしい生活様式が実践される よう意識啓発を行います。

など

(2) 学校における環境教育等

学校教育における各教科や総合的な学習の時間 等に行われる環境教育等では、体験的な学習や問 題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、 環境について身に付けた知識等が発揮できるよう に各教科等を相互に関連付けていくことによっ せるよう、情報提供の内容

・方法等について工夫していきます。

「推進施策]

インターネットを始め各種メディアにより、環 境の現状や体験型の環境 教育プログラムな 文言の整理。 ど環境情報を提供し、家庭における環境につい ての関心を高めると同時に、環境放射線モニタ環境審議会委員からの意見を踏 リング結果や放射線による影響などの 放 まえた文言の整理。(放射線) 射線 に係る正しい情報 について内容・方法 No.5.6 パブコメを踏まえた修正。 等を工夫しながら提供し、活動にあたって判断 しやすい環境を整えます。

の再生可能エネルギーの導入促進や、家庭にお まえて追加。No.10 ける節電などの省エネルギー活動等

により、環境にやさしい生活様式が実践される よう意識啓発を行います。

など

「環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
住宅用太陽光発電設備 設置件数及び設置容量(累計)	22, 465件 93, 529kW	

施策の整理による修正。 太陽光発電など環境審議会委員からの意見を踏

> 環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7.8.9

(2) 学校における環境教育等

学校教育における各教科や総合的な学習の時間 等に行われる環境教育等では、体験的な学習や問 題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、 環境について身に付けた知識等が発揮できるよう に各教科等を相互に関連付けていくことによっ

31

て、児童生徒が総合的に学び、環境に対する見方 や考え方が確実に形成されていくよう展開する必 要があります。

そのために、各学校においては、児童生徒や地 域、学校の実態を十分把握するとともに、自校に おけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明ら かにして綿密な環境教育等の構想と計画、そして 実践と評価を一層充実させていく必要があります

。また、発達段階に応じて継 続的に環境教育等が行われることが大切であり

、小学校・中学校・高等学校がそれぞれの目 標や役割を明確にするとともに、情報交換等を充 実させて校種間の連携を図って推進していくこと が重要です

さらに、学校は、これまで取り組んできたごみ 問題、リサイクル、水質汚濁問題など様々な環境 教育等を精査し、児童生徒にとって実践力の伴う 価値ある環境教育等に

再構築していくとともに、学習内容に応じて、 地域の人材や専門家を活用することが重要です。 家庭や地域と連携した取組も効果的であり、児童 生徒が、学校で学んだことを家庭でいかすことに より、家庭における環境保全・回復の実践行動が 広がります。また、行政と連携・協働して、情報 や施策を活用した新たな取組をすることや、民間 団体や環境学習関連施設と連携して、環境教育プ ログラムを作成することも大切です

て、児童生徒が総合的に学び、環境に対する見方 や考え方が確実に形成されていくよう展開する必 要があります。

そのために、各学校において、児童生徒や地文言の整理。 域、学校の実態を十分把握するとともに、自校に おけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明ら かにして綿密な環境教育等の構想と計画、そして 実践と評価を一層充実させてい けるよう促進します。また、発達段階に応じて継 まえた修正。(主語を県に) No.12 続的に環境教育等が行われることが大切である 文言の整理。 ため、小学校・中学校・高等学校がそれぞれの目 標や役割を明確にするとともに、情報交換等を充

されるよう努めます。

実させて校種間の連携を図って推進

さらに、学校は、

これまで様々な環境問題に

取り組んできたことから環境教育に関わる指導計 画・内容を見直し、児童生徒が多面的かつ総合的 に判断して、実践力を高める価値ある環境教育等 <u>に</u>再構築していくとともに、学習内容に応じて、 地域の人材や専門家を活用することが重要です。 家庭や地域と連携した取組も効果的であり、児童 生徒が、学校で学んだことを家庭でいかすことに より、家庭における環境保全・回復の実践行動が 広がります。また、行政と連携・協働して、情報 や施策を活用した新たな取組をすることや、民間 団体や環境学習 施設と連携して、環境教育プ 文言の整理。 ログラムを作成することも大切で あり、それら 環境審議会委員からの意見を踏 を推進していきます。

環境審議会委員からの意見を踏

環境審議会委員からの意見を踏 まえた修正。(主語を県に) No.12 環境審議会委員からの意見を踏 まえた修正。No.26.27.28

まえた修正。(主語を県に) No.12

一方で、放射性物質 による環境汚染の影 響から、特に児童生徒について屋外での活動が減 少しており、活発な活動が妨げられているといっ た問題を抱えているため、

放射線に係る知識を深め

、活動の場を選定していく工夫も必要で

また、環境教育等を推進していく上で、児童生 徒を直接指導する教員の資質の向上が欠かせない ため、指導方法や指導内容について学ぶ研修の場 と機会を充実させていく必要があります

[推准施策]

学校生活における 省資源・省エネルギーを始めとした環境負荷低 減に関する実践を進め、児童生徒 の主体的な行動力の育成を図ります。

- ・地域に存在する自然やごみ処理など環境に関す る教材として活用できる様々な素材を積極的に 活用した環境教育等を展開します。
- ・水環境を学ぶための水生生物調査 の実施機会の拡大を促し、水環境保全 意識の高揚を図ります。
- ・田んぼや 水路、ため池、里山などを遊びと 学びの場とし、農業や自然環境、農村文化など について学ぶ体験型の環境教育等を実施するこ とで、児童の農業や環境に対する理解を深めま す。

一方で、放射性物質の放出による環境汚染の影(文言の整理。 響から、特に児童生徒について屋外での活動が減 少しており、活発な活動が妨げられているといっ た問題を抱えているため、学校において、環境放環境審議会委員からの意見を踏 射線モニタリング結果や放射線による影響などの まえた文言の整理。(放射線) 放射線に係る とともに、活動の場を選定

する判断ができるよう、情報提供の内容・方法 まえた修正。(主語を県に) No.12 等について工夫していきます。

また、環境教育等を推進していく上で、児童生 徒を直接指導する教員の資質の向上が欠かせない ため、指導方法や指導内容について学ぶ研修の場 と機会を充実させて いきま 環境審議会委員からの意見を踏

「推准施策]

- ・福島議定書(学校版)の実施、再生可能エネル 施策の整理による修正。 ギーに係る教育などにより、学校生活における 環境審議会委員からの意見を踏 省資源・省エネルギーを始めとした環境負荷低 まえて追加。No.10 減に関する実践や知識の習得を進め、児童生徒 の主体的な行動力の育成を図ります。
- 地域に存在する自然やごみ処理など環境に関す る教材として活用できる様々な素材を積極的に 活用した環境教育等を展開します。
- ・水環境を学ぶための水生生物調査(せせらぎス本県での事業名の追加。 クール) の実施機会の拡大を促し、水環境保全 意識の高揚を図ります。
- ・田んぼや畑、水路、ため池、里山などを遊びと事業の実態に即した修正。 学びの場とし、農業や自然環境、農村文化など について学ぶ体験型の環境教育等を実施するこ とで、児童の農業や環境に対する理解を深めま

正しい情報を把握できる No.5.6 パブコメを踏まえた修正。 環境審議会委員からの意見を踏

まえた修正。(主語を県に) No.12

	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
1	0	
	1	
	2	
1	3	
1	4	
1	5	
	6	
1	7	
	8	
1	9	
2	0 1	
2	1	
2	2	
2	3	
2	4	
2	5	
2	6	
	7	
2	8	
2	9	
	0	
3	1	

- ・木工工作用資材の提供と、地元技術者による技 術指導等を実施し、木工工作体験を通じ木材利 用と森林・林業の関わりについて学ぶ機会を創 出します。
- ・地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する 態度や資質、能力を育成するための機会を設け ます。
- ・本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行 う質の高い環境教育等を推進します。
- ・学校で身に付けた知識等を発揮する場として、 学校外の環境保全・回復活動への積極的な参加 を促して地域と一体となった活動を進めるとと もに、学習成果の発表の場を提供することによ り、児童生徒と教職員双方の継続的・自主的な 取組を促進します。
- ・環境学習関連施設や民間団体との連携など、学 校における環境教育のネットワークづくりを推 進します。
- ・情報提供等を通じ、学校と民間団体や環境学習 関連施設との連携による環境教育プログラムの 作成を支援することで、効果的な環境教育の推 進を図ります。
- ・放射線に関する 教育に取り組むことで、子 どもたちが放射線に関する 基礎知識につい ての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活 を送るために、自ら考え、判断し、行動する力 を育成します。

•	正	しし	ر /

放射線の 情報を 提供すること

で、学校における屋外での活動が実施

- 術指導等を実施し、 用と森林・林業の関わりについて学ぶ機会を創 出します。
- ・地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する 態度や資質、能力を育成するための機会を設け ます。
- ・本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行 う質の高い環境教育等を推進します。
- ・学校で身に付けた知識等を発揮する場として、 学校外の環境保全・回復活動への積極的な参加 を促して地域と一体となった活動を進めるとと もに、学習成果の発表の場を提供することによ り、児童生徒と教職員双方の継続的・自主的な 取組を促進します。
- ・環境学習 施設や民間団体との連携など、学文章の整理。 校における環境教育のネットワークづくりを推 進します。
- ・情報提供等を通じ、学校と民間団体や環境学習 施設との連携による環境教育プログラムの
 文言の整理。 作成を支援することで、効果的な環境教育の推 進を図ります。
- ・放射線に 係る教育に取り組むことで、子 文言の整理。 どもたちが放射線に 係る基礎知識につい ての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活 を送るために、自ら考え、判断し、行動する力 を育成します。
- 環境放射線モニタリング結果や放射線に環境審議会委員からの意見を踏 よる影響などの放射線 に係る正しい情報を内まえた文言の整理。(放射線) 容・方法等について工夫しながら提供すること No.5.6 パブコメを踏まえた修正。 で、学校における屋外での活動の判断を環境審議会委員からの意見を踏

地元技術者による技 環境審議会委員からの意見を踏 木材利 まえた修正。No.30

しやすい環境づくりに努めます。

- ・福島県環境創造センター(仮称)を活用し、環 境教育等に係る理解を深める取組を推進しま
- ・環境問題に関する専門家等を講師として活用 し、児童生徒に対する環境教育等の充実を図る とともに、様々なテーマによる体験を重視した 環境教育等の指導を行うことのできる教員の育 成を図ります。

など

(3) 地域における環境教育等

地域においては、地元に根ざした組織が地域の 環境に目を向けた活動を行っているところです が、放射性物質による環境汚染の影響から、 特に屋外での活動が減少しており、本県の自然を いかした活動が妨げられているといった問題を抱 えています。 放射線量等の把握に

しやすい環境づくりに努めます。

- ・福島県環境創造センターを活用し、環(仮称)を削除。 境教育等に係る理解を深める取組を推進しま
- ・環境問題に関する専門家等を講師として活用 し、児童生徒に対する環境教育等の充実を図る とともに、様々なテーマによる体験を重視した 環境教育等の指導を行うことのできる教員の育 成を図ります。

など

「環境指標及び目標〕

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
福島議定書(学校版) 参加校数	652校	900校
せせらぎスクール 参加校数、延べ参加者数	-	モニタリング指標 (増加を目指す)
田んぽの学校 実施校数	58校	モニタリング指標 (増加を目指す)
尾瀬で自然環境学習を行った 県内児童・生徒数	1,031人	1,400人

環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7.8.9

まえた修正。(主語を県に) No.12

※ モニタリング指標とは、目標値の設定が困難又は不適当である が、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの。

(3) 地域における環境教育等

地域においては、地元に根ざした組織が地域の 環境に目を向けた活動を行っているところです が、放射性物質の放出による環境汚染の影響から、文言の整理。 屋外での活動が減少しており、本県の自然を いかした活動が妨げられているといった問題を抱 えています。地域において、

環境審議会委員からの意見を踏

より、本県の自然を最大限にいかした活動ができ る場を選定することが必要です 「推進施策] ・正しい 放射線の 情報 提供により 、本県の自然をいかした活動がしやす い環境づくりに努めます。

- ・福島県環境創造センター (仮称) において環境 保全・回復に係る情報を収集・提供し、地域の 環境教育等の拠点としての役割を担います。
- ・地域や団体が主催する学習会などに対し、 専門家等を派遣し、地域での 環境教育等に係る取組を支援します。
- ・地域や団体に出向いて、環境に関する講座を実 施します。
- ・水環境を学ぶための水生生物調査
- の指導者を養成するための講座を実施 するなど、地域における環境教育等の指導者を 養成します。
- ・もりの案内人や川の案内人など、環境教育を担 う人材の育成に努め、環境問題解決についての 十分な知識を持った人材を把握し、積極的な活 用を図ります。
- ・人材や取組の参考事例など、地域における実践 行動に役立つ情報について、インターネット等 を通じ提供します。

本県の自然を最大限にいかした活動ができまえた修正。(放射線) No.5.6 (主 る場を選定する るよう、環境放射線モニタリング結果や放射線に を記載) No.31 パブコメを踏まえ よる影響などの放射線に係る正しい情報についてた修正。 内容・方法等を工夫しながら提供することに努め ます。

「推進施策]

- 環境放射線モニタリング結果や放射線に「環境審議会委員からの意見を踏 よる影響などの放射線 に係る正しい情報につまえた文言の整理。(放射線) いて内容・方法等を工夫しながら提供 す No.5.6 パブコメを踏まえた修正。 ることで、本県の自然をいかした活動がしやす い環境づくりに努めます。
- ・福島県環境創造センター において環境 (仮称)を削除。 保全・回復に係る情報を収集・提供し、地域の 環境教育等の拠点としての役割を担います。
- ・地域や団体が主催する学習会などに対し、環境 文言の整理。 アドバイザー等の専門家等を派遣し、地域での 環境教育等に係る取組を支援します。
- ・地域や団体に出向いて、環境に関する講座を実 施します。
- ・水環境を学ぶための水生生物調査(せせらぎス本県での事業名の追加。 クール) の指導者を養成するための講座を実施 するなど、地域における環境教育 の指導者を 文言の整理。 養成します。
- ・もりの案内人や川の案内人など、環境教育を担 う人材の育成に努め、環境問題解決についての 十分な知識を持った人材を把握し、積極的な活 用を図ります。
- ・人材や取組の参考事例など、地域における実践 行動に役立つ情報について、インターネット等 を通じ提供します。

ための判断ができ 語を県に) No.12 (具体的な内容

- ・環境教育等で重要となる体験活動や実践活動に おいて、専門家や地域で環境に関する活動を実 践している指導者の参加を得て、地域において 積極的に活用されるよう、必要な情報の提供 を行うなどの支援を進めます。
- ・環境保全活動団体との協働やその支援の在り方 について検討します。
- ・環境教育関連情報の提供や講師の派遣などを行 い、市町村における環境教育を担う機関の事業 や職員研修を支援します。

など

(4) 職場における環境教育等

事業者においては、経営理念において環境への 配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保全 活動を積極的に行うことが求められます

。ISO14001やエコアクション21など の環境マネジメントシステムは、その組織の環境 保全の取組を外部から見えやすくするものです。

既に多くの事業者が、事業活動において環境負 荷低減を図るだけでなく、従業員に対し環境教育 を実施していますが、より多くの事業者がこうし た取組を行うことが求められます

・環境教育等で重要となる体験活動や実践活動に おいて、専門家や地域で環境に関する活動を実 践している指導者

が積極的に活用されるよう、必要な情報の提供 まえた修正。No.32 を行うなどの支援を進めます。

- ・環境保全活動団体との協働や 支援の在り方 環境審議会委員からの意見を踏 について検討します。
- ・環境教育関連情報の提供や講師の派遣などを行 い、市町村における環境教育を担う機関の事業 や職員研修を支援します。

など

「環境指標及び目標」

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数 (累計)	24, 279人	28,000人
せせらぎスクール 参加団体数、延べ参加者数(再掲)	-	モニタリング指標 (増加を目指す)

環境審議会委員からの意見を踏

まえた修正。No.33

環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7,8,9

(4) 職場における環境教育等

事業者においては、経営理念において環境への 配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保全 活動を積極的に行うことが 重要で 文言の整理。

既に多くの事業者が、事業活動において環境負 荷低減を図るだけでなく、従業員に対し環境教育 を実施していますが、より多くの事業者がこうし た取組を行う す。

よう促進しま 環境審議会委員からの意見を踏 まえた修正。(主語を県に) No.12

31

従業員に対しては、環境法規の遵守に必要な知 識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や社会的 責任として、環境問題に積極的に取り組むための 知識、判断能力、意欲を育むという観点から環境 教育が必要です。こうした職場における環境教育 は 、家庭や地域における取組につながることが 期待されます

また、事業者には 、施設の開放や人的支 援等により、地域や学校と連携した取組を進める ことが求められています

県においても、一事業者として、ふくしまエコ オフィス実践計画に基づき、全ての機関において 職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、 地球温暖化の防止など環境保全に向けた取組を進 めます。

「推進施策]

- ・福島県環境創造センター(仮称)を活用し、環 境教育等に係る理解を深める取組を推進しま
- ・職場に出向いて、環境に関する講座を実施しま
- ・化学物質による環境リスクに関する正確な情報 を、県民、事業者、行政等の全ての者で共有し、 お互いに意思疎通を図る「リスクコミュニケー ション」によって、化学物質による安全、安心 を確保するため、専門家を派遣し、専門的な知 識等の普及を図ります。
- ・地域や民間団体で活躍している指導者について の情報を提供します。
- ・体験型の環境教育プログラムや民間団体の体験 活動の情報などを提供し、従業員に対する研修

従業員に対しては、環境法規の遵守に必要な知 識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や社会的 責任として、環境問題に積極的に取り組むための 知識、判断能力、意欲を育むという観点から環境 教育が必要です。こうした職場における環境教育 が、家庭や地域における取組につながる

よう努めます。

また、事業者に おいて、施設の開放や人的支 援等により、地域や学校と連携した取組を進める ことができるよう支援します。

県においても、一事業者として、ふくしまエコ まえた修正。(主語を県に) No.12 オフィス実践計画に基づき、全ての機関において 職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、 地球温暖化の防止など環境保全に向けた取組を進 めます。

「推進施策]

- ・福島県環境創造センター を活用し、環 (仮称)を削除。 境教育等に係る理解を深める取組を推進しま
- ・職場に出向いて、環境に関する講座を実施しま
- ・化学物質による環境リスクに関する正確な情報 を、県民、事業者、行政等の全ての者で共有し、 お互いに意思疎通を図る「リスクコミュニケー ション」によって、安全、安心文章の整理。 を確保するため、専門家を派遣し、専門的な知 識等の普及を図ります。
- ・地域や民間団体で活躍している指導者について の情報を提供します。
- ・体験型の環境教育プログラムや民間団体の体験 活動の情報などを提供し、従業員に対する研修

環境審議会委員からの意見を踏 まえた修正。(主語を県に) No.12

環境審議会委員からの意見を踏

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
21 22 23	
23	
24	
25	
26 27	
27	
28 29	
29	
30	
31	

への体験型の)環境教育	育の導入	を支援し	ます。
-				なと
	<u> </u>			

(5) 各主体間の連携・協働取組

環境教育等を推進するためには、それぞれの主 体的な取組とともに、各主体のパートナーシップ の下に、県民、学校、地域、民間団体、事業者、 行政等 の様々な主体が幅広く参画し、相互に 協力して連携した活動をすることによって、環境 教育等の効果を高めることが重要となります。 このため、本県では、平成21年9月「ふくし ま環境活動支援ネットワーク」を設立しており、 構成員の活動内容を情報発信するなどして、多様 な主体の連携による協働の輪を広げていくための 支援をしています。

また、環境教育等の実施に当たっては、発達段 階や理解力、テーマに応じたプログラムの活用が 効果的であるため、様々な主体との連携の下に地 域の特性をいかした環境教育プログラムを開発す るなど、各種環境教育 プログラムとその への体験型の環境教育の導入を支援します。

・福島議定書(事業所版)により、事業者が省資 施策の追加。 源・省エネルギーを始めとした環境負荷低減を 図ることを推進します。

など

「環境指標及び目標〕

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
福島議定書(事業所版) 参加事業所数	1,153事業所	3,000事業所

環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7.8.9

(5) 各主体間の連携・協働取組

環境教育等を推進するためには、それぞれの主 体的な取組とともに、各主体のパートナーシップ の下に、県民、民間団体、事業者、文章の整理。 行政 などの様々な主体が幅広く参画し、相互に 協力して連携した活動をすることによって、環境 教育等の効果を高めることが重要となります。 このため、本県では、平成21年9月「ふくし ま環境活動支援ネットワーク」を設立しており、 構成員の活動内容を情報発信するなどして、多様 な主体の連携による協働の輪を広げていくための 支援をしています。

また、環境教育等の実施に当たっては、発達段 階や理解力、テーマに応じたプログラムの活用が 効果的であるため、様々な主体との連携の下に地 域の特性をいかした

各種環境教育のためのプログラムと

文言の整理。

ための資材の提供に努めます。

さらに、環境保全・回復活動や環境教育の取組 を連携して促進していくため、環境に関するデー タ、環境教育等の指導者や地域の指導者、教育プ ログラム、場、機会、教材など、行政や環境学習 施設等が発信する様々な環境に関する情報を、必 要とする人が必要な時に、分かりやすい形で入手 できるよう工夫します

「推進施策〕

- ・環境部局と教育委員会の協力・連携はもとよ り、関係部局や市町村、福島県地球温暖化防止 活動推進センターなどの関係団体との情報交換 や連携の強化に努め、一体的な施策を推進しま
- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の環境情 報ポータルサイト「ふくしま環境情報ナビ」に より、環境に関するデータ、人材、学習 プ ログラム、教材などの情報を提供し、連携・協 働しやすい環境づくりに努めます。
- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」により 、各機関から提供された環境に関する情 報をメールにて ネットワーク構成団体、関 連機関等に情報発信します。

など

資材の提供に努めます。

さらに、環境保全・回復活動や環境教育の取組 を連携して促進していくため、環境に関するデー タ、環境教育等の指導者や地域の指導者、教育プ ログラム、場、機会、教材など、行政や環境学習 施設等が発信する様々な環境に関する情報を、必 要とする人が必要な時に、分かりやすい形で入手 できるよう
取り組みます。

「推進施策]

- ・環境部局と教育委員会の協力・連携はもとよ り、関係部局や市町村、福島県地球温暖化防止 活動推進センターなどの関係団体との情報交換 や連携の強化に努め、一体的な施策を推進しま
- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の環境情 報ポータルサイト「ふくしま環境情報ナビ」に より、環境に関するデータ、人材、教育プロラの整理。 ログラム、教材などの情報を提供し、連携・協 働しやすい環境づくりに努めます。
- 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を 文言の整理。 活用し、各機関から提供された環境に関する情 報をメールに よりネットワーク構成団体、関 連機関等に情報発信します。

など

「環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
県とNPO・ボランティアとの 協働取組の事例数	12事例	モニタリング指標 (増加を目指す)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数 (累計) (再掲)	24, 279人	28,000人

文言の整理。

環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7.8.9

(6) 環境学習施設の活用

現在、公民館、博物館、青少年教育施設などに 加え、民間の環境学習施設、自然体験施設におい て、環境保全・回復活動や環境教育に関する事業 が行われています。また、事業者においては、見 学を受け入れている工場等があるほか、各主体に おいて、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、 海岸、農地等における環境保全・回復に向けた様 々な取組が行われています。これらの自然が活動 の場としていかされるよう努めるとともに、「アク アマリンふくしま」や「フォレストパークあだた らしなど他県に誇れる優れた特徴を持った環境学 習関連施設との連携強化や取組の充実を図りま す。さらに、福島県環境創造センター(仮称)に おいて環境放射能 等に関する を実施・支援します。

「推進施策]

- 環境学習施設の情報提供により、自然体験や社 会体験を重視した体験型の環境教育等を進めま
- 「アクアマリンふくしま」や「フォレストパーク あだたら」などを活用して、海をテーマとした 学習や森林や野生動植物をテーマとした学習な ど、その特徴を活 かした環境教育等の取組を 進めます。
- ・福島県環境創造センター(仮称)において、放 射能 に関する正確な 理解の促進 や、子どもたちの学習活動の充実を図ります。

(6) 環境学習施設の活用

現在、公民館、博物館、青少年教育施設などに 加え、民間の環境学習施設、自然体験施設におい て、環境保全・回復活動や環境教育に関する事業 が行われています。また、事業者においては、見 学を受け入れている工場等があるほか、各主体に おいて、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、 海岸、農地等における環境保全・回復に向けた様 々な取組が行われています。これらの自然が活動 の場としていかされるよう努めるとともに、「アク アマリンふくしま」や「フォレストパークあだた ら」など他県に誇れる優れた特徴を持った環境学 習施設との連携強化や取組の充実を図ります意の整理。 す。さらに、福島県環境創造センターに おいて 放射線 に 係る学習活動 環境審議会委員からの意見を踏 を実施・支援します。

「推進施策]

- ・環境学習施設の情報提供により、自然体験や社 会体験を重視した体験型の環境教育等を進めま
- 「アクアマリンふくしま」や「フォレストパーク あだたら」などを活用して、海をテーマとした 学習や森林や野生動植物をテーマとした学習な ど、その特徴を いかした環境教育等の取組を 文言の整理。 進めます。
- ・福島県環境創造センター において、放し(仮称)を削除。 射線に や、子どもたちの学習活動の充実を図ります。

(仮称)を削除。

まえた文言の整理。(放射線)

No.5,6

係る正しい理解の促進 環境審議会委員からの意見を踏 まえた文言の整理。(放射線) など No 56

など

1	
2	
3	
4	
5 6	
7	(7) 体験の機会の場の認定
8	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関
9	する法律」において、安全確保に関する信頼性が
10	個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供
11	する自然体験活動等の「体験の機会の場」を都道
12	府県が認定する制度が創設されました。
13	本県では、「福島県体験の機会の場の認定
14	事務処理要綱」により認定に係る事務処理につい
15	て定め、適切な認定を実施するとともに、認定団
16	体の周知による体験の機会の場の活用による環境
17	保全の意欲の増進を図ります。
18	[推進施策]
19	・安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体
20	等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験
21	活動等の体験の機会の場について、 <u>法</u>
22	
23	に基づき、適切に認定し、周知します。
24	
25	
26	など
27	
28	
29	
30 31	
32	
02	

「環境指標及び目標】

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
福島県環境創造センター交流棟 利用者数	-	80,000人

環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7.8.9

(7) 体験の機会の場の認定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関 する法律」において、安全確保に関する信頼性が ある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が 提供する自然体験活動等の「体験の機会の場」を 都道府県が認定する制度が創設されました。

本県では、「福島県体験の機会の場の認定に係る」文言の整理。 事務処理要綱」により認定に係る事務処理につい て定め、適切な認定を実施するとともに、認定団 体の周知による体験の機会の場の活用による環境 保全の意欲の増進を図ります。

「推進施策]

- ・安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体 等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験 活動等の体験の機会の場について、「環境教」文言の整理。 育等による環境保全の取組の促進に関する法 律」に基づき、適切に認定し、周知します。
- ・制度の趣旨を周知し、普及に取り組むことで、 施策の追加。 認定数の増加を目指します。

など

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
体験の機会の場 認定数 (累計)	-	3カ所

環境審議会委員からの意見を踏 まえて指標を設定。No.7.8.9

(8) 国際的な視点での取組

環境保全・回復に自ら積極的に取り組むには、 県内、国内だけでなく、国際的な視野に立ち、世 界と手をつなぎ協力していくことが必要です。国 では、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を 盛り込み、学習者一人一人が持続可能な社会づく りに参画する力を育むことを促す で、「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development:ESD) を推進することを目 指しており、本県においても環境教育分野での国際的 取組を促進します。

また、本県においては、県土の環境回復・創造には、 世界の英知を結集して取組を進めていく必要がある ことから、国際原子力機関(IAEA)と協力して調 査研究を進めており、このような取組やその成果を分 かりやすく情報発信していきます。

「推進施策〕

- ・県内の環境教育分野での国際的取組の促進のた めの先進事例を周知、広報します。
- ・県とIAEAとの協力プロジェクトなど、国際機関 等と連携した取組の状況やその成果を、分かりやす く紹介していきます。

など

(8) 国際的な視点での取組

環境保全・回復に自ら積極的に取り組むには、 県内、国内だけでなく、国際的な視野に立ち、世 界と手をつなぎ協力していくことが必要です。国 では、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を 盛り込み、学習者一人一人が持続可能な社会づく りに参画する力を 育成すること 文言の整理。 で、「持続可能な開発のための教育」(Education for

Sustainable Development:ESD) を推進することを目 指しており、本県においても環境教育分野での国際的 取組を促進します。

また、本県においては、県土の環境回復・創造には、 世界の英知を結集して取組を進めていく必要がある 査研究を進めており、このような取組やその成果を分 かりやすく情報発信していきます。

「推進施策]

- ・県内の環境教育分野での国際的取組の促進のた めの先進事例を周知、広報します。
- ・環境教育分野におけるESDの概念を定着さ環境審議会委員からの意見を踏 せ、その取組が推進されるよう広報します。
- ・県とIAEAとの協力プロジェクトなど、国際機関 等と連携した取組の状況やその成果を、分かりやす く紹介していきます。

など

まえた施策の追加。No.35.36

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
52	I

~ESDについて~

<ESDとは?>

「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略称。「一人一人が世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」をいう。

<ESDの目標>

- すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が 実現できるような行動の変革をもたらすこと

<育みたい力>

- 問題や現象の背景の理解
- 多面的かつ総合的なものの見方を重視した体系的 な思考力 (システムズシンキング)
- 批判力を重視した代替案の思考力(クリティカルシンキング)
- データや情報を分析する能力
- コミュニケーション能力
- リーダーシップの向上
- 人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、 環境の尊重といった持続可能な開発に関する価値観

国は、ESDのさらなる積極的な推進を図ることで、 あらゆる人々が質の高い教育の恩恵を享受し、また、 持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値

環境審議会委員からの意見を踏まえてコラムを追加。No.11,27

観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続 可能な社会づくりに参加する世界を実現することを期 するとしている。

4 環境教育等の取組状況の点検等

環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組 状況を公表するとともに、福島県環境審議会に対し報 告を行い、必要に応じ見直しを行います。

4 環境教育等の取組状況の点検等

環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組 状況を公表するとともに、福島県環境審議会に対し報 告を行い、必要に応じ見直しを行います。